

諮問番号：令和5年射行審諮問第1号

答申番号：令和5年射行審答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）が、射水市市税条例（平成17年射水市条例第78号。以下「市税条例」という。）第90条第1項第1号の規定により令和5年度軽自動車税（種別割）の減免申請（以下「本件減免申請」という。）をしたのに対し、射水市長（以下「処分庁」という。）が不承認の決定をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する条例及び通達の定め

- (1) 市税条例第80条第1項は、軽自動車の所有者に軽自動車税（種別割）（以下「軽自動車税」という。）を課することを規定する。そして、市税条例第83条第1項は、軽自動車税の賦課期日を4月1日と規定する。
- (2) 市税条例第90条第1項第1号は、身体障害者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が運転するもの（1台に限る。）であって、市長が必要と認める軽自動車等の軽自動車税を減免できることを規定する。そして、市税条例第90条第2項は、同条第1項第1号の規定により減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者手帳等及び身体障害者等の運転免許証を提示するとともに、同条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならないことを規定する。
- (3) 身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の取扱いについて（平成12年4月1日付け自治府第17号・自治市第13号自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長通達）、身体障害者等の利用に供する自動車等に対する自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の取扱いについて（平成12年4月1日付け自治府第19号・自治市第14号自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長通達）及び「身体障害者等の利用に供する自動車等に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」の全部改正について（平成10年4月1日付け自治府第27号自治省税務局長通達）（以下「減免に関する通達」という。）においては、身体障害者等に対する自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免の趣旨は、当該身体障害者等が身体障害等を克服し、健常者ととともに支障なく社会生活を営むことに資するためとされている。

## 2 事案の経緯

- (1) 審査請求人は、令和5年5月12日、令和5年度軽自動車税について処分庁に対して、射水市市税条例第90条第1項第1号の規定により、軽自動車税(種別割)減免申請書(以下「本件減免申請書」という。)を提出した。
- (2) 処分庁は、本件減免申請書を審査し、対象となる車両(以下「本件車両」という。)の自動車検査証(以下「車検証」という。)の有効期間が令和3年5月17日に満了していることを確認した。
- (3) 処分庁は、令和5年5月26日、本件車両が、一般交通の用に供する場所において運行の用に供することができないことを理由として、減免申請の不承認決定(以下「本件処分」という。)を行い、軽自動車税減免不承認決定通知書(以下「不承認通知書」という。)を審査請求人に送付した。
- (4) 審査請求人は、令和5年6月5日、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- (5) 審査庁は、令和5年9月21日、答審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

## 3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 軽自動車税は、4月1日を起点として将来の1年間に対してかかる税であり、軽自動車の車検が切れていた場合、車検を受けなければならない、車検を受けるためには、軽自動車税を納めなければならない。車検を受けるために減免申請しているのに、車検が切れているから減免できないことは、本来の減免の趣旨から外れている。
- (2) 市は、4月1日の時点で車検が通っていなければ減免ができないというが、それならば、4月2日に車検が切れる軽自動車であっても減免が受けられることになり、その場合において車検を受けずに放置したときは、身体障害者のために使用されない軽自動車を減免することになる。
- (3) 不承認通知書の減免を承認しない理由における「身体障害者が使用する軽自動車」というのは、身体障害者本人の名義の軽自動車であり、身体障害者本人が運転免許を取得していれば、身体障害者が運転するもの(軽自動車)である。
- (4) 不承認通知書の減免を承認しない理由における「日常生活に不可欠」かどうかというのは、その軽自動車がなければ日常生活に支障がでるかということで判断するものである。また、減免の趣旨が「健全な者に伍して社会生活を営むことができるよう税制上の配慮を加えようとするもの」であるのに、自分は軽自動車がないことにより、健全な者に伍して社会生活を営むことができなくなっている。寒いときや、気温が下がるときは、家の中を移動するにおいても息苦しくなることがあり、ましてや外出した際においては、軽自動車は不可欠である。
- (5) 身体障害者が使用する軽自動車の使用目的は問わないこととされており、私有地での使用も認められることから、不承認通知書の減免を承認しない理由のうち「一般交通の用に供する場所で運行の用に供することができないため」は、

理由とならない。

- (6) 市税条例第90条における「運転するもの」には、身体障害者本人が自動車運転免許の取得者であり、身体障害者本人の名義の軽自動車であれば該当する。
- (7) 市税条例第90条第2項第1号から第6号までにおいて、申請にかかる必要書類が明記されているが、車検証の添付は明記されていない。市税条例は、軽自動車税の減免の趣旨も踏まえた上で作られており、市税条例で添付が明記されていないのだから、車検証の添付は必要ないといえる。
- (8) 石川県、東京都主税局、兵庫県のホームページでは、軽自動車税の減免申請に車検証は、必要とされていない。
- (9) 車検切れの自動車であっても車検を受けることは可能であることから、車検切れの自動車であっても、障害者本人名義の自動車であり、障害者本人が免許を取得していれば、軽自動車税の減免を認めるべきである。
- (10) 軽自動車税の減免措置は、射水市市税条例第90条によるものであり、弁明書では、減免の趣旨を論拠としているが、それも踏まえたうえで制定されたのが市税条例第90条であり、その中に添付書類として車検証が掲げられていないのであるから、車検証の添付は必要ない。
- (11) 課税課の主張は、車検が切れていたら減免対象にならないという点に終始しており、車検証を添付するのが前提にしか説明されておらず、なぜ車検証を添付させるかの根拠が示されていない。
- (12) そもそも身体障害者は、歩行が困難な故に軽自動車が日常生活に必要不可欠なのであり、車検が切れている車であろうが、日常生活に必要不可欠であることに変わりはない。
- (13) 「本人が運転するもの」というのは、減免の対象の車を限定するための表現であり、課税課の主張している4月1日時点で使用されている車という意味ではない。減免を申請している車は、車検は切れているが、任意保険は継続してかけており、それは本人が運転する車であるからである。
- (14) 日常生活に必要不可欠であるから車検を受けるのであり、そのためには自動車税を納めることが必要であるから減免を求めているのである。
- (15) 条例には車検証の添付を求めているにもかかわらず、課税課の独善的な解釈で車検証を添付させるのは、条例を無視した不当行為である。

### 第3 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、次のとおりである。

- 1 本件車両が市税条例第90条第1項第1号の要件に該当するか否かを判断する時点について
  - (1) 市税条例第83条第1項は、軽自動車税（種別割）の賦課期日を4月1日とする旨規定しているが、賦課期日とは課税要件を確定する基準となる日である。
  - (2) 市税条例第90条第2項は、軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者手帳等を提示するとともに、必要事項を記

載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならぬことを規定している。

- (3) 以上によれば、本件車両の市税条例第90条第1項第1号の要件該当にかかわる確定期日は、本件減免申請書の提出があった令和5年5月12日である。
- 2 本件車両が市税条例第90条第1項第1号の「運転するもの」に該当するか否かについて
- (1) 軽自動車税の減免の趣旨にかんがみると、減免の対象とする車両は、歩行することが困難である身体障害者等が日常生活を営むに当たり、移動手段として使用する軽自動車である。
  - (2) 軽自動車を移動手段として使用するためには、一般交通の用に供する道路（以下「公道」という。）を運転することができるものである必要がある。
  - (3) したがって、市税条例第90条第1項第1号の「運転するもの」とは、公道を運転することができる軽自動車をいうと解するのが適当である。
  - (4) 本件車両は、本件減免申請書を提出した時点において車検証の有効期限が切れており、公道を運転することができないものであった。
  - (5) 以上によれば、本件車両は、市税条例第90条第1項第1号の「運転するもの」に該当せず、よって、本件処分について違法又は不当な点は存在しない。このように、本審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 諮問に至るまでの手続について

本件諮問に至るまでの一連の手続きに、特段違法又は不当と認めるべき点は確認できない。

##### 2 本件処分の違法性又は不当性について

###### (1) 審査請求人の主張の要旨(1)及び(4)について

審査請求人は、車検を受けるために軽自動車税の減免申請を行っているにもかかわらず、車検を受けていないことを理由として減免が認められないことは、減免の趣旨から外れている旨を主張する。

しかし、令和5年度軽自動車税に係る減免申請の提出期限までに車検を受ける場合において、減免を受けている又は完納している必要があるのは、令和4年度以前の軽自動車税についてであり、令和5年度軽自動車税の減免を受けているかどうかは連関はない。

また、市税条例第90条第2項において軽自動車税の減免申請書は、納期限までに提出しなければならないことが規定されていることから、本件減免申請書を提出した時点において、令和4年度以前の軽自動車税の減免申請を行うことはできない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

###### (2) 審査請求人の主張の要旨(2)について

審査請求人は、4月1日時点で車検を取得していても、それ以後に車検を受けない場合もあり、その場合には、障害者のために使用されない軽自動車が減免されることになる旨を主張する。

しかし、市税条例第83条第1項及び市税条例第90条第2項の規定によれば、市税条例第90条第1項第1号に該当するかどうか判断する確定期日は、減免申請時であり、減免申請時以外の時点において車検証の有効期限が切れているかどうかは、減免の決定とはかかわりはない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

(3) 審査請求人の主張の要旨(3)から(6)まで、(9)、(12)及び(13)について

審査請求人は、身体障害者本人の名義の軽自動車であり、身体障害者本人が運転免許を取得してさえいれば、車検の有効期限が徒過していても、将来的に車検を受けることも可能であり、身体障害者にとっては不可欠なものと主張する。さらに、極論をいえば私有地でも運転できるのだから、公道を運転できなくても市税条例第90条第1項第1号に該当する旨を主張する。

しかし、減免に関する通達における軽自動車税の減免の趣旨に照らして考えると市税条例第90条第1項1号の「運転するもの」とは、障害者の移動手段として公道を運転するものと解するのが妥当である。また、該当するかどうか判断する時点は減免申請時点であることから、将来的に車検を受けることが可能であっても、市税条例第90条第1項には該当しない。したがって、審査請求人の主張は認められない。

(4) 審査請求人の主張の要旨(7)、(8)、(10)、(11)及び(15)について

審査請求人は、市税条例第90条第2項第1号から第6号までにおいて車検証の添付は明記されておらず、他県でも車検証の添付は求められていないことから車検証の添付を求めるのは不当である旨を主張する。

しかし、本件処分は車検証が添付されていないことを理由としてされたものでないことから、本件減免申請に車検証の添付を求めることが不当であるかどうかは、本件処分の違法性又は不当性とかかわりがない。

仮に車検証の添付を求めることの不当性が本件処分の違法性又は不当性とかかわりがあったとしても、市税条例第90条第2項第1号から第6号までに掲げられている事項は、申請書に記入すべき事項であり添付書類ではない。そして、同項本文において減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなくてはならないことが定められているところ、本件減免申請の対象となる車両を特定する資料の必要性をかんがみると、本件減免申請に車検証の添付を求めることは合理的であって、不当であるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

### 3 結論

以上のことから「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和5年9月21日	審査庁からの諮問
令和5年10月4日	審議
令和5年11月1日	答申案の審議
令和5年11月7日	答申

射水市行政不服審査会  
会長 山口 敏彦  
委員 穴田 茂  
委員 吉田 靖之